

## 山梨県立美術館からの提案及び質問

実際に本制度を利用しようとして、具体的な行動をまだ起こした訳ではないので、部分的に間違っていたり、考えが及ばないこともあると思いますがご承知置きの上、よろしくお願い致します。

- 美術品補償制度の発足による成果として、どのようなことが挙げられるとお考えですか。特に、美術館にとってどのようなメリットがあるとお考えですか。
  - ・ 展覧会予算が厳しい中、保険料の低減に大きな期待を持てる。
  - ・ 政府補償制度の発足により、大規模な国際展の開催が可能となった。
  - ・ 国が保証することで作品を貸し出す側に信用度が増すことが考えられる。
  
- 美術品補償制度への申請にあたり、障害となっている点や、デメリットを感じている点がありますか。また、その点を改善するために、どのような方策が必要とお考えですか。
  - ・ 展覧会主担当、あるいはサブ担当等が、本申請のための事務処理あるいは制度そのものを(理解)学ぶために費やす時間が大変多く複雑と聞いている。(免責事項の多さ、英文による文書・コンディションレポートやファシリティレポートのやりとりなど)
  - ・ 条項をなるべく簡潔にし、事務処理がわかりやすくスピーディーに出来るマニュアルが必要と思われる。
  - ・ 海外の保険会社の約款と国内保険会社の約款は、現状どの様に調整されているのでしょうか？(例えば、保険契約時のレートと実際に事故が起きたときのレートの差異などの調整・決定)現状ではむずかしい点があると聞いている。
  
- 海外の美術館をはじめとする美術品所有者に美術品補償制度がより受け入れられるようにするため、どのような方策が必要とお考えですか。
  - ・ 英文パンフレットやホームページなどで、交渉時に説明できる様な簡潔にわかりやすくまとめた広報用にも併用できる資料の作成が急務。
  
- 美術品補償制度の補償範囲(補償金額、補償対象等)について、どのようにお考えですか。
  - ・ 損害限度額の現行補償費 50 億円となっているが、補償の範囲を 5 段階程

に分けて再設定し，県立クラスの美術館の海外展でも利用が可能な制度に改める。

- 美術品補償制度の利用をより促進するためにどのような方策が考えられますか。
  - ・ 専門部署を設け，国際状況に関する専門の職員の配置を検討してほしい。
  
- その他，美術品補償制度に係る御意見についてお聞かせください。
  - ・ 保証制度そのものの価値を高めるためには，多くの館が利用できるためのわかりやすく使い勝手の良い制度マニュアルが必要不可欠である。